

第1条（総則）

本レンタル規約は、お客様（以下「賃借人」）と、カワミツ産業株式会社との間の、レンタル料を日額で定めているレンタル物件（以下「物件」）の賃貸借契約（以下「レンタル契約」）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用します。

初期の契約時には、弊社発行の登録カードと、運転免許証等の身分証明書的な物の提示をお願いします。

第2条（レンタル期間）

- 1、レンタル期間は、賃借人が注文書に記載したレンタル開始日から、物件が賃貸人の指定する場所に返還された日までとします。
- 2、レンタル期間を延長する場合は、賃借人は延長するレンタル期間を定め、原則、延長前に定めたレンタル期間が満了する日の2日前までに賃貸人に申し出るものとし、賃貸人がレンタル契約に違反していない限り賃貸人は申し出を承諾するものとし、賃貸人は延長期間を制限することができるものとし、以後、さらに延長する場合も同様とします。

第3条（レンタル料金）

- 1、レンタル料金は、物件、レンタル期間により賃貸人が別途定めるものとし、
- 2、賃借人は賃貸人に対し、賃貸人からの請求により、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに支払うものとし、なお、レンタル期間が二ヶ月以上の場合は、一ヶ月を単位として請求します。但し、賃貸人が事前に承認した場合は支払条件について別に定める条件によることができます。
- 3、レンタル期間満了前にレンタルが終了した場合には、賃借人は、解約日までをレンタル期間とするレンタル料等の総額と支払済みレンタル料との差額を清算し、賃貸人に支払うものとし、
- 4、長期レンタルの場合は半年、1年毎の契約となります。短期の場合は、最低、5日間からのカウントとなります。

第4条（物件の引渡し）

- 1、賃貸人は、物件を賃借人の指定する日本国内の場所において賃借人に引渡すものとし、
- 2、天災地変、その他の不可抗力ならびに、運送中の事故、その他賃貸人に故意又は重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延したときは、賃貸人は一切の責任を負わないものとし、また、この場合のレンタル開始日は、物件が引渡された翌日とします。

第5条（物件の引渡し・返還の費用負担）

物件の引渡し、及び返還に関わる運送費等の諸費用は、賃借人の負担とします。

第6条（担保責任）

- 1、賃借人が賃貸人に対して物件の引渡しを受けた後2日以内に物件の性能の欠陥につき、通知をなさなかった場合は、物件は通常の品質・性能を備えた状態で賃借人に引渡されたものとし、
- 2、賃貸人は賃借人に対して、引渡し時において、物件が通常の品質・性能を備えていることのみを担保し、賃借人の使用目的への適合性その他については担保しません。

第7条（物件の使用・保管・維持・修理等）

- 1、賃借人は、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する費用を負担します。また、賃貸人は物件を本来の用法に従い使用します。
- 2、賃借人は事前に賃貸人の書面による承諾を得ないで次の行為を行わないものとします。
 - (1) 物件を第三者に譲渡し、または転貸すること。
 - (2) 物件に貼付された賃貸人の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し、または汚損すること。
 - (3) 物件に質権、抵当権及び譲渡担保権を設定するなど、賃貸人の所有権の行使を制限する一切の行為をすること。
 - (4) 物件に他の物件を付着させ、物件の一部を除去あるいは取替え、または改造する等、物件の引渡し時の現状を変更すること。
- 3、賃借人は物件について他から強制執行その他賃貸人の権利を侵害する行為を受けた場合には、当該物件が賃貸人の所有であることを主張し、直ちにその旨を賃貸人に通知し事態の解消にあたるものとします。
- 4、物件自体、及びその使用、保管、維持によって第三者に与えた侵害については賃借人が負担し、賃貸人は損害賠償の責を負わないものとします。
- 5、賃借人の責に帰すべからざる事由に基づいて生じた性能の欠陥等により、物件が正常に作動しない場合、賃貸人は物件の修理、取替えをおこない運送費は賃貸人の負担とします。但し、不可抗力及び賃借人の責により生じた破損等の場合はこの限りではないものとします。
- 6、前項の物件の修理または取替えに過大の費用または時間を要する場合、賃貸人は、レンタル契約を解除することができます。

第8条（物件の滅失・毀損）

賃借人の責に帰すべき事由により物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む。）または、毀損（所有権の制限を含む）した場合には、賃借人は賃貸人に対し代替物件（新品）の購入代金相当額、または物件の修理代金相当額、及び賃貸人の物件不稼動による損失額を損害賠償金として支払います。

第9条（中途解約）

賃借人は、特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に賃貸人に通知の上、物件を賃貸人の指定する場所に返還して、レンタル契約を解約することができます。その際には、別途御見積を提出させていただきます。

第10条（契約の解除）

賃借人が次の各号の一つに該当した場合には、賃貸人は通知・催告その他何等の手続きを要しないでレンタル契約を解除することができます。この場合、賃借人は賃貸人に対し未払いレンタル料その他の金銭債務全額を直ちに支払い、賃貸人になお損害があるときはこれを賠償します。

- (1) レンタル料を第3条に定める支払期限までに支払わなかったとき、またはレンタル契約の各条項に違反したとき。
- (2) 支払いを停止し、または手形・小切手を不渡りしたとき。
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受ける、または、会社整理開始、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始などの申立があったとき。
- (4) 事業を休廃止、あるいは解散したとき。
- (5) 事業が不振、あるいは継続が困難であると賃借人が認めたとき。

第11条（物件の返還）

- 1、 レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、貸借人は貸貸人に対し、直ちに物件を貸借人の指定する場所に返還します。
- 2、 貸借人がレンタル期間中の物件に記録した一切のデータについては、消去の上返還するものとします。返還後のデータに関して、貸貸人はその責を負わないものとします。
- 3、 貸借人が、第2条2項に定めるところにより事前に貸貸人に申し出ることなく物件の返還を延滞した場合には貸借人はレンタル満了の日の翌日から物件が返還された日までのレンタル料相当額を返還延滞損害金として貸貸人にしはらいます。

第12条（支払遅延損害金）

貸借人が、レンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合には、貸借人は貸貸人に対し支払い期限の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による支払遅延損害金を支払います。

第13条（消費税）

貸借人が貸貸人に対し支払うレンタル料には消費税法による消費税相当額が含まれています。

第14条（合意管轄）

貸借人と貸貸人はレンタル契約の紛争に対する管轄裁判所を貸貸人の本店の所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

第15条（特約条項）

貸借人と貸貸人は、レンタル契約について別途書面により特約した場合には、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補完または修正することを承認します。

第16条（付則）

本レンタル規約は、2009年9月1日以降に締結されるレンタル契約について適用されません。

長期レンタルの特記事項

第1項（レンタル期間）

レンタル期間は、貸借人が注文書に記載したレンタル開始日から、物件が貸貸人の指定する場所に返還された日までとします。

第2項（メンテナンス）

- 1、 貸借人は、使用中の物件を定期的にメンテナンス済みの物件と交換するものとします。
- 2、 メンテナンス済みの物件の交換に関わる運送費用等の諸経費は、貸貸人が負担するものとします。

第3項（解約）

貸借人は、特別な定めがない限り、レンタル期間中はカワミツ長期レンタル契約を解約することが出来ないものとします。